

船橋市職員再採用（復職）制度 募集案内

船橋市では、過去に船橋市職員として一定期間勤務した後、育児、介護及び転居などのやむを得ない事情により退職した元職員を、再度、職員として採用する再採用（復職）制度を実施します。

再採用（復職）制度は、知識・経験のある即戦力として、各所属で行政課題に取り組む職員の確保を目的としています。

1. 受験資格

育児、介護及び転居などのやむを得ない事情により、船橋市職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く）を退職した方で、次の要件を全て満たす方とします。

- (1) 船橋市職員としての勤務経験を3年以上有すること（ただし、育児休業、介護休暇、休職等の期間は勤務経験から除く）
- (2) 船橋市職員退職後、再採用される日までに、15年を経過していないこと
- (3) 再採用される日に59歳以下であること
- (4) 地方公務員法第16条に定める欠格条項に該当しないこと
 - ・禁錮刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けなくなるまでの者
 - ・船橋市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ・人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
 - ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (5) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産者の宣告を受けていないこと（心神耗弱を原因とするもの以外）

※同一年度内に複数回受験することはできません

2. 対象職種

全ての職種を対象とします。

※市職員の状況により、職種によっては、応募をお断りすることがあります

※市職員在職時と同一の職種への応募を原則とします

3. 受験申込手続

※手続開始前に一度下記の担当部署にお問い合わせください

申込方法	下記の申込書類を郵送等により提出してください。
申込書類	『船橋市職員再採用選考申込書』（別記様式） ※写真貼付 ・結婚、出産、育児、介護及び転居等のやむを得ない事情により退職したことを証明する書類の提出を求める場合があります。
提出先	〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25 船橋市総務部人事課人事係（窓口での受付も可能です）

4. 選考の方法

書類審査、個別面接及び市退職前在職時の勤務成績を総合的に判断し合否を決定します。

5. 選考の日時、場所、合否の発表

※通年で応募を受け付けます

日 時	別途指定する日時（市と応募者で調整のうえ決定します）
場 所	船橋市役所（船橋市湊町2-10-25） ※近隣施設で行う可能性もあります
合否の発表	郵送により通知 ※選考面接後、概ね2週間程度で結果を通知します

6. 再採用時期・処遇

- （1）再採用の時期は、原則として毎年4月1日（令和7年4月から）を予定しています
※申込時期によっては、翌4月1日の採用に間に合わないこともあります
- （2）再採用時の職務の級や給料月額は、退職時の級号給を基本に、離職後の経歴等を考慮し決定します

7. 問い合わせ先

（市長部局で採用された方）総務部 人事課 人事係

TEL：047-436-2132 / E-mail：shijinji@city.funabashi.lg.jp

（教育委員会で採用された方）教育委員会 管理部 教育総務課 人事係

TEL：047-436-2804 / E-mail：kyosomu@city.funabashi.lg.jp

※消防局または病院局で採用された方は、令和8年4月採用に向け募集を行う予定です。
詳細が決まりましたら別途ご案内いたします。